

令和8年度 八千代市保育園等利用案内

(令和8年4月～令和9年3月入園分)



八千代市イメージキャラクター
やっち

令和8年度入園申込みスケジュール

入園希望月	受付期間	結果通知
令和8年4月1日入園	11月4日(火) ～ 12月10日(水) ※別紙参照	2月初旬
5月1日入園	3月11日(水) ～ 4月10日(金)	4月15日(水)
6月1日入園	4月13日(月) ～ 5月8日(金)	5月13日(水)
7月1日入園	5月11日(月) ～ 6月10日(水)	6月15日(月)
8月1日入園	6月11日(木) ～ 7月10日(金)	7月15日(水)
9月1日入園	7月13日(月) ～ 8月10日(月)	8月14日(金)
10月1日入園	8月12日(水) ～ 9月10日(木)	9月15日(火)
11月1日入園	9月11日(金) ～ 10月9日(金)	10月15日(木)
12月1日入園	10月13日(火) ～ 11月10日(火)	11月13日(金)
令和9年1月1日入園	令和9年度4月申込の受付期間と同様となります。 (例年11月1日～12月10日を予定しています)	12月15日(火)
2月1日入園		1月14日(木)
3月1日入園		4月入園と同日

※申込み締切日までに必要書類がそろっての受付となります。(郵送不可)

※結果通知については教育・保育給付認定通知を含め、上記の結果通知日に発送を予定しています。

4月1日入園の通知日については1月中旬に確定し、市HPでお知らせします。

なお、通知当日の15時以降であれば、お電話で結果をお伝えすることも可能です。

八千代市 子ども部 子ども保育課 幼稚園・保育園班
〒276-8501 八千代市大和田新田312-5
電話番号 047-421-6752



▲保育園等の入園申し込み
トップページ

〔目次〕

1. 令和8年度4月入園受付について	P1
2. 保育園等について	P2
3. 教育・保育給付認定について	P3～4
4. 保育園等利用申込みの流れについて	P5～6
5. 保育園等入園申込みにあたっての注意事項	P7
6. 必要書類	P8～9
7. 保育園等利用調整について	P10～11
8. 保育園等入園申込み後の注意事項	P12
9. 広域(管外)保育の申込みについて	P13
10. お子さんの発達に心配がある場合や 医療的ケアが必要な場合について	P14
11. 保育料について	P14～17
12. 八千代市内保育園等一覧	P18～21

〔令和8年度の主な変更点〕

- ・令和7年10月より市役所の新庁舎建設工事の着工に伴い、来庁者用駐車場の台数が大幅に減少することから、保育園等申込受付について受付場所を変更しております。詳しくは1ページをご覧ください。
- ・外国籍の方の申込みについて、在留カード等の写しの提出が不要となりました。
- ・児童健康状況調査書、保育園等入園に関する確認票、診断書、療養状況申告書、自営業にかかる就労状況申告書、認可外保育施設等利用証明書の様式が変更となりました。

●よくある質問について

市HPに「保育園等Q&A」を載せていますので、
こちらを併せてご確認ください。



●育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

- ・育児休業給付金の支給対象期間延長のお手続きについては、お勤め先やハローワークへお問い合わせください。子ども保育課では育児休業給付金の受給期間延長の可否についてお答えすることはできません。
- ・お手続きの際に、入園申込書の写しが必要な場合には、申込み前にご自身で写しをお取りいただくようお願いいたします。

1. 令和8年度4月入園受付について

令和7年10月より市役所の新庁舎建設工事の着工に伴い、来庁者用駐車場の台数が大幅に減少します。

令和8年度4月入園の申込みにつきましては、原則として第1希望の保育園にて行ってください。一部の保育園等では事前予約が必要です。詳しくは別紙「令和8年度4月入園受付日一覧」をご確認ください。

やむを得ず保育園等での申込みが難しい場合は、以下の日程で保健センターにて受付を行います。

事前予約が必要となりますので、下記期間内にご予約ください。

保育園等や保健センターでの受付日時にご都合が合わない場合には、子ども保育課窓口での申込受付も可能ですが、可能な限り公共交通機関をご利用のうえご来庁ください。

<保健センターで申込受付を希望する場合>

●受付会場

八千代市 保健センター（八千代市ゆりのき台2-10）

※保育園等入園申込みについて、保健センターへのお問い合わせはご遠慮ください。

●受付日時

	午前	午後
11月10日(月)		13時30分～17時
21日(金)	9時～12時	
25日(火)		13時30分～17時
26日(水)		13時30分～17時
28日(金)	9時～12時	13時30分～17時
12月 2日(火)		13時30分～17時
5日(金)		13時30分～17時

保健センター申込み受付
事前予約 ▼



●事前予約期間

令和7年10月30日(木)～各受付日の2営業日前の17時まで
QRコードまたはURLよりご予約ください。

https://apply.e-tumo.jp/city-yachiyo-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49052

<電子申請で申込みの場合>

マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請による利用申込みも受付しております。

電子申請による申込みを希望される場合には、下記のQRコードまたはURLより市HPにアクセスし、利用手順等をあらかじめご確認ください。

電子申請で申込みの場合、別途お子さまとの面談や母子手帳等の確認が必要となります。通常の申込み受付と同様に、第1希望の保育園等か、保健センターもしくは子ども保育課窓口までお越しください。

保健センターでお子さま等の確認のみ行う場合でも事前予約が必要となりますので、別途上記よりご予約ください。

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/site/kosodate/36903.html>

電子申請 ▼



<5月以降の入園受付について>

子ども保育課窓口にて受付を行います。

来庁者用駐車場の台数は引き続き大幅に制限された状態が続く予定となっておりますので、市役所へお越しの際は、可能な限り公共交通機関をご利用いただくなど、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

2. 保育園等について

認可保育園および認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所（以下「保育園等」といいます。）は、保護者の就労、疾病または病人の看護等のため、児童の保育にあたることができないことにより、「保育の必要性」が認められた家庭の児童を保護者にかわって保育する施設です。

<保育施設について>

保育園	保育の必要性のある児童をお預かりする児童福祉施設です。 ただし、以下の施設はすべて2歳児クラスまでとなります。	
	2歳児クラスまでの施設 ・ソレイユナーサリーゆりのき台 ・ベビーエンゼル八千代中央保育園 ・ベビーエンゼル保育園 ・まこと村上保育園 ・八千代台南保育園（1,2歳児のみ）	卒園後について ①幼稚園等に入園し預かり保育を利用する。 または ②引き続き他の保育園等の入園を希望する場合は、再度申込みをし、市の利用調整を改めて受けていただきます。
認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。	
小規模保育事業所	2歳児までを対象とし、定員「6人以上19人以下」で保育を行う市の認可を受けた施設です。 少人数保育により、お子さんの発達に応じたきめ細かな保育を行います。 卒園後については、上記の「保育園」の「2歳児クラスまでの施設／卒園後について」の他、送迎保育ステーションを利用して連携幼稚園へ通園することも可能です。（送迎保育ステーションは定員に限りがあるため、利用調整を受けていただく場合があります。）	

★令和8年度クラス編制★

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

- ・保育園等では、4月1日現在の年齢でクラス分けをしています。
- ・年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

3. 教育・保育給付認定について

一部の幼稚園や保育園等を利用する際に、教育・保育給付認定を受けることが必要となります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。保育園等に入園希望の方は、入園申込みと同時に認定の申請を行っていただきます。

<認定区分について>

申請に基づいて、下表のとおり区分されます。

認定区分		申請対象	保育必要量	利用施設
1号認定	教育標準時間認定	当該児童が満3歳以上で、教育を希望する	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上保育認定	当該児童が満3歳以上で、保育の必要性があり、保育園等での保育を希望する	保育 短時間 標準時間	保育園・認定こども園 小規模保育事業所
3号認定	満3歳未満保育認定	当該児童が満3歳未満で、保育の必要性があり、保育園等での保育を希望する	保育 短時間 標準時間	保育園・認定こども園 小規模保育事業所

- 1号認定（幼稚園，認定こども園）は原則，施設への申請となるため，この案内の対象ではありません。
- 認定は保育の必要性等について行われるもので，認定が行われても，利用調整の結果により保育園等の入園が決定されない場合もあります。

<保育の必要性について>

保育園等を利用できる児童は，その家庭に「保育の必要性」があり，利用希望月の1日現在，生後6か月を過ぎている児童（小学校就学前まで）です。ただし，保護者が産後休暇を取得した会社に復帰する場合は，生後57日目より入園の対象となります。生後57日目を迎える月に入園する場合は，生後57日目が入園日となります。それ以降に入園決定となった場合は入園決定月の1日が入園日となります。保育園等によっては受入年齢が異なります。（18～21ページ八千代市内保育園等一覧参照）

保育の必要性が認められるのは，4ページのいずれかの事由に該当する場合です。（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5）幼児教育や集団生活に慣れさせる等の目的では保育の対象となりません。
また，育児休業での新規入園はできません。

<保育の必要性事由 一覧>

事由	状況	保育の必要量 標準時間：１１時間 短時間：８時間	保育の期間
就労	１月において６４時間以上（月１６日以上かつ１日４時間以上）の労働をすることを常態とすること。	標準時間（原則父母ともに月１２０時間以上の勤務）または短時間	就学前まで（有期雇用除く）
出産	出産予定月の２か月前から、出産月の２か月後まで。	標準時間または短時間	出産予定月及び出産予定月の前後２カ月間
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	短時間	保育の必要性が確認できた期間
親族の介護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）を１月において６４時間以上（月１６日以上かつ１日４時間以上）の介護又は看護していること。	短時間	保育の必要性が確認できた期間
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災の復旧に当たっていること。	標準時間または短時間	保育の必要性が確認できた期間
求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的にやっていること。	短時間	２カ月間 ※
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学し、１月において６４時間以上（月１６日以上かつ１日４時間以上）の就学をしていること。	標準時間または短時間	保育の必要性が確認できた期間
育児休業中の継続入園	育児休業取得時に、既に保育園等を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合。	短時間	保育の必要性が確認できた期間
その他	上記と同様の状態と認められる場合。	短時間	保育の必要性が確認できた期間

※ 求職中で保育園等に入園した場合には、２か月目の１０日までに就労証明書を提出することで、その後は就労を事由に継続入園が可能となります。また、就労以外の事由への変更はできませんので、就労先が決まらない場合には２か月目の末日で退園となります。

保育の必要量については、保護者の状況に応じて区分されます。ご希望通りに認定されない場合もありますのでご了承ください。

○実際の保育時間は、入園先の施設長が、保育の必要性の事由等に基づき決定します。

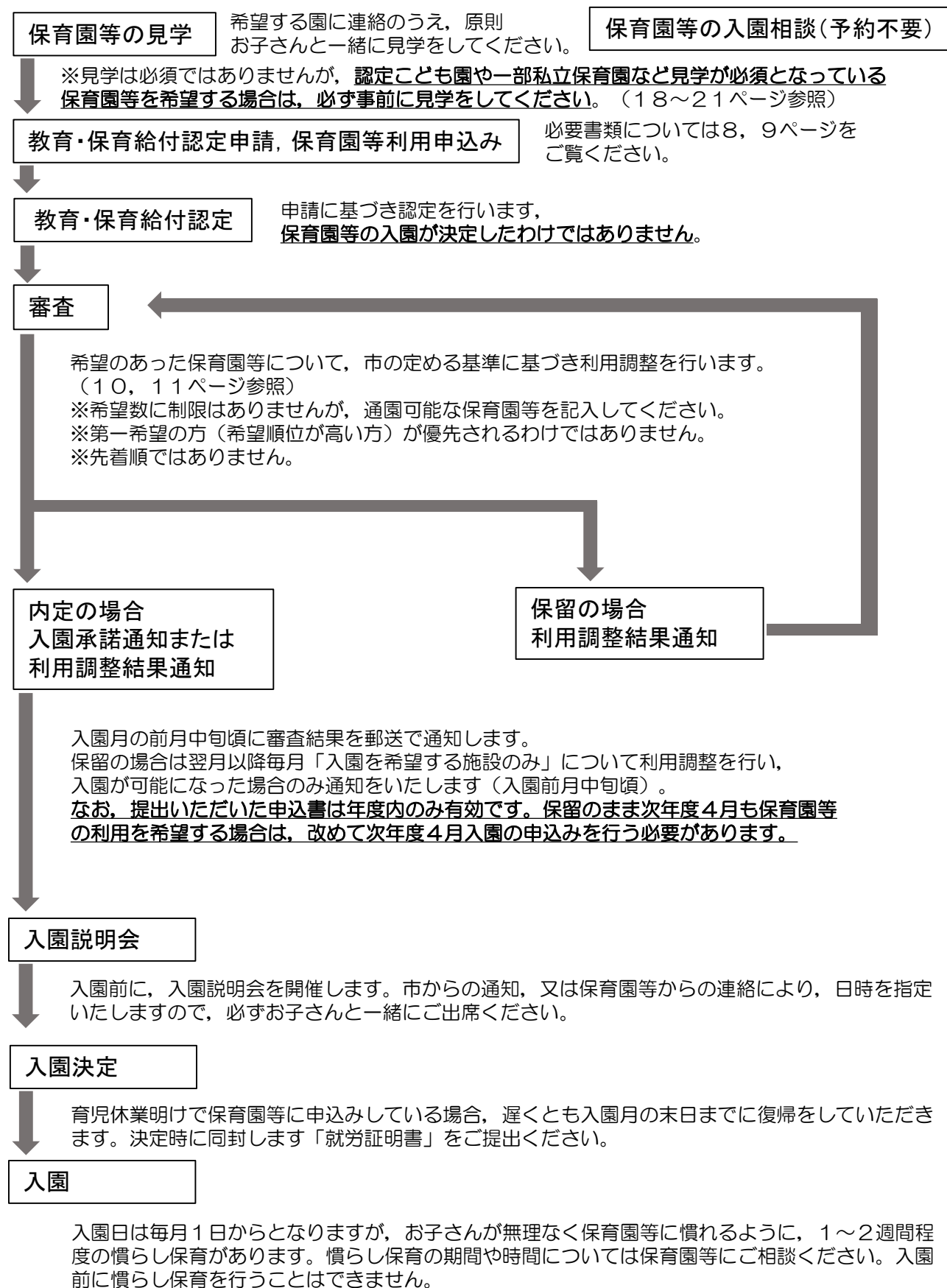
○保育の必要性の事由や必要量（勤務時間等）に変更が生じた場合は、認定変更の手続きが必要になります。（詳しくは１２ページをご覧ください）

○就労状況が申請内容と相違する場合や、保育の必要性が認められない場合は、認定申請及び利用申込みを無効とすることがあります。

○保育の必要性の確認は毎年行い、また必要に応じて随時、就労証明書や診断書を提出していただきます。

4. 保育園等利用申込みの流れについて

＜5月から3月の場合＞



<4月の場合>

※詳しい申込み日程については別紙の「令和8年度4月入園申込み受付について」をご覧ください。4月審査のみ二次審査を実施いたします。

保育園等の見学

希望する園に連絡のうえ、原則
お子さんと一緒に見学をしてください。

保育園等の入園相談(予約不要)

※見学は必須ではありませんが、**認定こども園や一部私立保育園など見学が必須となっている保育園等を希望する場合は、必ず事前に見学をしてください。**(18~21ページ参照)

教育・保育給付認定申請, 保育園等利用申込み

必要書類については8, 9ページを
ご覧ください。

教育・保育給付認定

申請に基づき認定を行います,
保育園等の入園が決定したわけではありません。

一次審査

結果通知発送(申込みされている方全員に発送します)

内定の場合 入園承諾通知または 利用調整結果通知

保留の場合 利用調整結果通知

保留となった方は二次審査
の対象となります。

一次審査結果が第二希望以降の
方で二次審査を希望する場合に
提出

二次審査希望調査票提出

一次審査で内定した園を確保
したまま二次審査を行います。

希望園・兄弟区分の 変更の連絡

※電話連絡可

保育園等の空き状況については,
一次審査結果通知に同封されます。

二次審査

二次審査は一次審査後の空き状況により審査を行います。

内定の場合 入園承諾通知もしくは 利用調整結果通知

保留の場合 利用調整結果通知なし

二次審査で上位の希望園に移
ることができない場合は一次
審査内定園で決定となります。
(通知なし)

二次審査が保留の場合は5月以
降の審査の対象となります。

入園説明会

入園前に、入園説明会を開催します。市からの通知、又は保育園等からの連絡により、日時を指定いたしますので、必ずお子さんと一緒にご出席ください。

入園決定

育児休業明けて保育園等に申込みしている場合、遅くとも入園月の末日までに復帰をしていただきます。決定時に同封します「就労証明書」をご提出ください。

入園

入園日は毎月1日からとなりますが、お子さんが無理なく保育園等に慣れるように、1~2週間程度の慣らし保育があります。慣らし保育の期間や時間については保育園等にご相談ください。入園前に慣らし保育を行うことはできません。

5. 保育園等入園申込みにあたっての注意事項

●希望保育園等について

入園申込みの際にご希望いただいていない園については審査を行いません。希望園については複数希望できます。申込書に記載できない分については欄外もしくは別紙にご記入ください。

保育の必要性を指数化し、指数の高い方から希望順位どおりに審査を行うため、希望順位は入園したい順番でご記入ください。

私立の保育園等は保育方針、園服などの諸費用がかかるなどの園ごとの特色があるため、事前に見学をしてから希望園を決めていただくことをお勧めします。

認定こども園を第1希望で申込みされる場合は、直接園へお問い合わせください。

●入園について

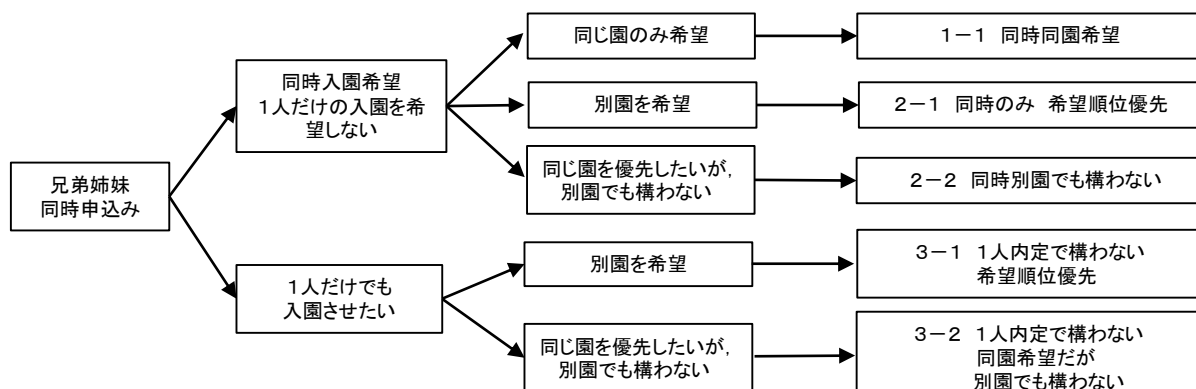
入園日は毎月1日となります。（生後57日目からの利用を除く）

入園審査は、申込みいただいた書類に基づき行うため、申込み内容と実態が異なる場合は入園取消しとなりますのでご注意ください。また、利用開始から3か月以内に申込み時の就労状況等から変更が生じた場合は、再審査または退園となる場合があります。

就労を要件に保育園等への入園が決定し、入園日より3か月以内に産前産後休暇を取得した場合には、育児休業を取得する時点で再審査となります。

●兄弟姉妹同時申込みについて

兄弟姉妹を同時に申込む場合には、内定条件を決める必要があります。



同時の入園をご希望の場合は、1人でも入園できない児童がいると全員が入園できなくなります。

兄弟姉妹1人だけの入園を希望する場合は、入園できなかった兄弟姉妹の預け先が確保できる場合の条件となります。

●育児休業明けでの申込みの場合

育児休業から復帰することを条件に入園申込みをされた場合、**遅くとも入園月の末日までに元の職場に復帰をすることが必要**となります。復帰されない場合は入園が取り消しとなります。また、復帰時に申込み内容と異なる就労内容となっている場合についても入園が取り消しとなる場合があります。内定結果に同封される「就労証明書」を提出してください。

※派遣社員の場合は派遣元に変更がなく、派遣先が変更となることは問題ありませんが、就労日数や時間に変更がある場合には入園が取り消しとなる場合があります。

※復帰予定日より早く入園となった場合は、育児休業を切り上げていただく必要がありますので、事前に職場と調整をしてください。

●父母以外に住民票を同じにしている同居者がいる場合

住民票を同じにしている18歳以上65歳未満の同居者がいる場合には、就労状況などを確認した上で審査を行います。必要書類のご提出がない場合には指数が減点になりますのでご注意ください。

※世帯分離、二世帯住宅、同一マンション内、隣接する住戸は同居と扱います。

6. 必要書類

申込みの際は、下記書類をご準備のうえ、**申込み児童と一緒に**お越しください。
(証明書類は申込み時点で**3か月以内**の証明日のものを有効とします。)

必要書類		説明
必ず提出する書類	1.八千代市保育園等利用申込書	利用申込み児童1名につき1部必要。 ※保育園等の希望数に制限はありません。 通園可能な保育園等を記入してください。
	2.八千代市教育・保育給付認定申請書	利用申込み児童1名につき1部必要。 ※マイナンバー確認資料を持参してください。 (詳しくは「八千代市教育・保育給付認定申請書裏面参照」) ※既に認定を受けている方は不要です。
	3.児童健康状況調査書	利用申込み児童1名につき1部必要。 児童の健康状況を記入してください。
	4.保育園等入園に関する確認票	利用申込み児童1名につき1部必要。
	5.母子健康手帳	利用申込み児童の母子健康手帳をお持ちください。
	(該当のものを ご用意ください。 6保育事由に 応じて必要です。 父母それぞれで 必要となります。)	就労証明書 就労先事業者等で就労状況を証明してもらってください。 ※ 父母ともに就労している場合は、父母双方の証明書が必要です。 ※ 自営業の方は次頁を参照してください。
		出産予定日が分かる書類 分娩予定の子の母子健康手帳のコピー (保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ)
		就学の書類 ①在学証明書 ②日程の分かるカリキュラムまたは時間割表
		診断書等の書類 市所定の診断書又は障害者手帳のコピー ※診断書については、保育の可否の「児童の保育に支障あり」にチェックがない場合は事由として認められません。
		介護・看護をしていることが 分かる書類 ①療養状況申告書 ②介護・看護対象者の診断書または障害者手帳もしくは介護保険証のコピー
		求職活動申告書 求職活動の現状についてご記入ください。
該当する場合のみ提出する書類	7.その他	【海外で収入のあった方】 令和8年4月から8月の間に入園希望の場合 令和6年1月～12月中の海外での収入が分かる書類 令和8年9月以降から入園希望の場合 令和7年1月～12月中の海外での収入が分かる書類
		【生活保護受給中の方】 生活保護決定通知書のコピー
		次頁に記載の資料を確認し、該当する場合はご提出ください。

※2名以上の児童について申込みをする場合は、6・7の書類は、年齢が上のお子さんに原本を添付していただき、下のお子さんにコピーを添付してください。
※①②は、セットにして提出が必要となります。

該当する場合のみ必要となる資料

対象		説明
1	自営業（個人事業主）の場合 ※法人格を有している場合を除く	①就労証明書（自身で記入。専従者の場合は事業主に記入してもらってください） ②直近3か月の売上金額が分かる書類（支払明細書、出納帳、通帳のコピーなど） ※直近3か月の売上がない場合（休業中又は開業予定の方）は自営業にかかる就労状況申告書（自身で記入。専従者の場合は事業主に記入してもらってください）をご提出ください。 ※就労時間に見合った売上ではない場合、就労とは認められません。
2	育児休業明けでの申込みの場合	育児休業取得状況調査票 ※「希望する保育園等に入園できない場合は育児休業の延長も許可できる」を選択した方は、年度内は減点して審査を行います。
3	主として児童の生計を維持している者が失業している場合	解雇通知・離職票等（自己都合ではない失業理由等を確認できるもの） ※利用希望日時時点で離職日から3か月以内のものが対象となります。
4	ひとり親の場合	離婚・・・親子の戸籍謄本または離婚届受理証明書（離婚成立日と親権者が記載されているもの） 未婚・・・親子の戸籍謄本（子の父母の欄が確認できるもの） 離婚調停中・・・裁判所への呼び出し状など離婚調停中であることが分かるもの その他・・・別居中等の場合は申立書をご提出ください。（申立書の様式の定めはありません）
5	利用申込み児童が認可外保育施設などに有料で入所している場合（保護者が育児休業中または求職中の場合は除く。） ※2か月以上の利用実績がある場合のみ	・認可外保育施設等利用証明書 ・証明期間の就労実績が確認できる就労証明書（就労要件の方のみ）
6	・18歳以上65歳未満の同居者（同一敷地内二世帯住宅を含む）がいる場合 ・隣接する住戸、同一アパート等に18歳以上65歳未満の親族がいる場合 ※令和8年4月1日現在の年齢が対象です ※世帯分離されていても同一住所の場合は対象となります。	利用申込み児童の保育ができないことを証明する各種証明書 ※提出がない場合は、利用調整の際に減点対象となります。
7	市内の保育園等で保育士として勤務している場合（採用内定含む）	①保育士就労に関する同意書 ②保育士証のコピー
8	市外の保育園等を希望する場合	・管外保育園等利用申出書 ・管外保育園等併願利用申出書 ・その他希望する市区町村で必要となる書類 ※13ページ参照
9	八千代市に転入予定の場合	①転入に関する申立書 ②不動産関係書類等（引越し先の住所と引き渡し日が分かるもの）又は同居予定申立書 ※13ページ参照
10	・生計を一にしている別居の兄弟がいる場合 ・ひとり親世帯、障害者手帳等所持者・特別児童扶養手当受給者・障害基礎年金受給者が同一世帯内にいる場合	八千代市多子世帯・要保護世帯等保育料軽減申出書 提出されたすべての世帯が保育料の軽減措置が適用になるわけではありません。

※①②は、セットにして提出が必要となります。

7. 保育園等利用調整について

八千代市保育園等利用基準

保護者の状況			指数
就労	月20日以上	1日に8時間以上労働することを常態とする場合	20
		1日に7時間以上8時間未満労働することを常態とする場合	18
		1日に6時間以上7時間未満労働することを常態とする場合	16
		1日に5時間以上6時間未満労働することを常態とする場合	14
		1日に4時間以上5時間未満労働することを常態とする場合	12
	月16日以上 月20日未満	1日に8時間以上労働することを常態とする場合	16
		1日に7時間以上8時間未満労働することを常態とする場合	14
		1日に6時間以上7時間未満労働することを常態とする場合	12
		1日に5時間以上6時間未満労働することを常態とする場合	10
		1日に4時間以上5時間未満労働することを常態とする場合	8
出産	出産予定日の属する月の2か月前の月の初日から出産日の属する月の2か月後の月の末日までの期間にある場合（出産予定月を中心に前後2か月の期間）		8
疾病	16日以上入院の場合		20
	常時病臥(力)の状態である場合		20
	精神疾患である場合		16
	安静を要する場合		10
障害	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級又は障害年金1級		20
	身体障害者手帳3級、療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級又は障害年金2級		16
	療育手帳B-2又は身体障害者手帳4級以下		10
介護・看護	親族の入院に付き添う必要がある場合		20
	心身障害児(者)の介護をし、又は通園、通学等に付き添う場合		14
	親族の長期居宅療養等に係る介護をする必要がある場合		12
求職中	求職活動中である場合		4
職業訓練・就学	職業訓練施設に通っている場合		14
	職業訓練施設以外で、学校教育法に定める学校等に通っている場合		12
その他	災害復旧のために保育できない場合		20
	死亡、離婚（離婚調停中を含む）、未婚、行方不明、拘禁により保護者がいない場合		20
	上記以外の場合で保護者がいない場合（単身赴任除く）		12
	育児休業中である場合		4

八千代市保育園等利用調整基準

保護者等の状況		指数
ひとり親世帯又は父母がいない世帯である場合		+8
生活保護を受給している世帯である場合		+3
主として児童の生計を維持している者が失業している場合		+5
保護者が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で月20日以上かつ1日6時間（休憩60分まで含む。）以上就労（就労予定を含む。）の場合（転園を除く。）		+10
上記以外の場合で、保護者が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で月64時間以上就労（就労予定を含む。）の場合（転園を除く。）		+5
保護者が就労等をしており、認可外保育施設等に有料で2か月以上預託している場合（育児休業中又は就労予定を除く。）		+6
育児休業の取得により児童が一度退園し、当該育児休業の期間の経過後に再度当該児童に係る利用の申込みをする場合（当該育児休業の期間の経過後に当該育児休業を取得した職場に復職する場合に限る。）		+6
利用の申込みに係る児童が小規模保育事業等を卒園した児童である場合		+8
希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合		+4
保育を利用していない児童と保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹を同時に申し込む場合		+4
利用の申込みに係る児童が障害を有するために病院等に通院し、保護者の就労が制限されている場合又はそれと同程度の状況にあると認められる場合		+3
常勤として父母ともに勤務実績が2か月以上ある場合（転園を除く。）		+3
申込時点において、父母ともに、既に雇用されている場合		+1
父母以外の同居者（同一住所の別世帯の同居者を含む。）があり、当該同居者が保育を必要とする事由に該当しない場合又は親族が隣接する住戸若しくは同一敷地内の別棟等に在住しており当該親族が保育を必要とする事由に該当しない場合（当該同居者又は親族が18歳以上65歳未満の場合に限る。）		-3
就労実績及び収入実績に整合性のない場合		-3
利用の申込みに係る児童の保護者が、居宅内労働をしている場合		-3
希望した保育園等の利用の内定をしたが、自己都合により保育園等の利用を辞退し、その後6か月以内の再申請の場合		-5
利用の申込みに係る児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を延べ4か月以上滞納している場合		-10
利用の申込みに係る児童が市外に在住している場合		-12
保護者が育児休業中であり、希望する保育園等を利用できない場合は育児休業の延長も許容できる場合		指数の合計に-1を掛けた数
その他特に調整の必要があると認められる場合		+1から+20まで

同一指数となった場合の優先順位		左表の4、5の地域区分 ※Aを最上位とし、Cを最下位とする	
1	利用基準の基準点が高い世帯	A	下記以外
2	申込み時点で前年度から待機となっている世帯	B	我孫子市、柏市、松戸市、市川市、浦安市、酒々井町、八街市、栄町、千葉市（花見川区、美浜区、稲毛区以外）
3	子ども（小学6年生まで）の数が多い世帯	C	八千代市、習志野市、佐倉市、船橋市、白井市、印西市、四街道市、鎌ケ谷市、花見川区、美浜区、稲毛区
4	勤務地が遠い	※祖父母の死別の場合はAで審査。不明の場合はCで審査。 ※勤務地が未定又は不明の場合はCで審査。	
5	祖父母が遠い		
6	就労期間が長い		
7	市町村所得割額が低い世帯		

申込み時の書類内容により、保育の必要性の度合を総合的に判断するため「八千代市保育園等利用基準」及び「八千代市保育園等利用調整基準」に基づき、指数化をすることで保育園等の利用調整を行います。

世帯の合計指数＝父親の利用基準指数（上限20）＋母親の利用基準指数（上限20）＋利用調整指数

八千代市保育園等利用基準の注意事項

<就労>

- ・週4日以上1日あたり実働4時間以上が最低条件となります。
- ・就労時間については休憩時間を含んだ拘束時間で判定をします。ただし、休憩時間は上限60分となります。
- ・通勤・超過勤務時間は含みません。
- ・内定が出ている方で就労証明書を提出された方については就労を基準とします。（ただし、入園希望月の16日以降に就労開始の場合は求職活動を適用とします。）
- ・育児短時間勤務を取得中または取得予定の場合、**週5日/1日実働6時間以上かつ休憩45分以上**の勤務時間の場合、雇用契約上の勤務時間を基に基準指数を適用します。

<その他>

（離婚等により保護者がいない場合）

- ・戸籍謄本や裁判所からの呼び出し状などの証明書により確認できる場合のみ適用します。

（上記以外の場合で保護者がいない場合）

- ・やむを得ない事情により保護者の就労証明書等が提出できない場合に適用します。

（育児休業中である場合）

- ・すでに在園している児童が継続在園を希望し、再審査が必要となった場合に適用します。

八千代市保育園等利用調整基準の注意事項

※市HPにも詳しい注意事項を掲載しています。
表紙裏面の「●よくある質問について」を参照ください。

（ひとり親世帯又は父母がいない世帯の場合）

- ・祖父母などの同居人がいない場合に適用します。（離婚調停中は除く）

（認可外保育施設に有料で2か月以上預託している場合）

- ・「認可外保育施設等利用証明書」にて**月16日以上1日4時間以上**の利用実績が確認できる場合に適用します。
なお、就労中の場合には利用月の勤務実績（月16日以上1日4時間以上）が確認できた場合に限りです。

（小規模保育事業所等を卒園した児童である場合）

- ・2歳児クラスまでの認可保育園等を卒園する児童について適用します。ただし、適用については卒園後から入園できるまでの期間（年度内を上限）となります。なお、八千代台南保育園については、連携施設を第1希望として申込みした場合に適用します。
- ・申込み時点で市内に住民票があり、市外の2歳児クラスまでの認可保育園等を継続利用しながら卒園する児童についても適用します。

（希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合）

- ・兄弟姉妹の保育園等を第1希望として申し込んだ場合に適用します。

（保育を利用していない児童と保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹を同時に申し込む場合）

- ・同時に申し込む児童が第2希望以降を含めて同じ園（認定こども園、小規模保育事業所を除く）を希望している場合のみ適用します。

（常勤として父母ともに勤務実績が2か月以上ある場合）

- ・雇用形態に関わらず、提出された就労証明書で**週5日/1日実働6時間以上かつ休憩45分以上**勤務している場合で、提出された就労証明書内に記載された証明日の前3か月のうち2か月以上の就労実績が確認できる場合に適用します。

（申込時点において、父母ともに、既に雇用されている場合）

- ・提出された就労証明書内で2か月以上の在籍（週4日以上1日あたり実働4時間以上の雇用契約）が確認できる場合に適用します。

（就労実績及び収入実績に整合性のない場合）

- ・個人事業主で入園申込み締切日現在、就労証明書に記載された就労時間と収入が不一致の場合（千葉県最低賃金を大きく割り込むなど）に適用します。

（保護者が育児休業中であり、希望する保育園等を利用できない場合は育児休業の延長も許容できる場合）

- ・世帯合計指数を0にして、審査を行います。

8. 保育園等入園申込み後の注意事項

●保育必要事由や世帯状況に変更があった場合

入園審査や入園後の保育園等の利用に影響がありますので、変更の際には下記必要書類を原則、各月10日までに子ども保育課にご提出ください。各書類については八千代市役所ホームページ内よりダウンロード可能です。

変更内容		手続き必要書類	
住所、氏名、世帯構成 (出産や転入による同居者が増えた場合など)		八千代市教育・保育給付認定届出事項変更届	
保育必要事由(就労から 出産に変わるなど) ※要件の期間が延長と なる場合(疾病期間の 延長など)も手続きが 必要です。	就労	八千代市教育・保育給 付認定変更 申請書	・就労証明書
	出産		・分娩予定の子の母子健康手帳のコピー (保護者情報及び分娩予定日が記載さ れたページ)
	疾病・障害		・市所定の診断書又は障害者手帳
	介護・看護		・療養状況申告書 ・介護・看護対象者の診断書又は障害者 手帳もしくは介護保険証のコピー
	就学		・在学証明書及び日程の分かるカリキュラ ム、時間割表
	求職活動		・求職活動申告書

●希望園を追加・変更する場合

変更希望月の申込み期間（令和8年度保育園等利用案内の表紙参照）に子ども保育課まで直接または電話にてご連絡ください。

●申込みを取り下げる場合

子ども保育課まで直接または電話にてご連絡ください。ご連絡いただいた日の直近の審査から取り下げとなります。再度申込みを行う場合は改めて必要書類を揃えていただくことになります。

●審査結果について

入園申込み月以降は入園内定が出た場合のみの通知発送となります。入園月の前月中旬頃に結果が届かない場合には、入園保留となります。

育児休業延長や育児休業給付金の手続きで審査結果の送付を希望される場合はご希望月の前月10日（土日・祝日の場合はその前日）までに子ども保育課までご連絡ください。ご希望月の前月中旬頃に審査結果を郵送いたします。

●内定辞退について

希望した保育園等の内定を自己都合により辞退する場合は、「八千代市保育園入園承諾通知書（又は八千代市保育園等利用調整結果通知書）」の下部余白に、①記入日、②保護者氏名、③辞退理由をご記入のうえ、子ども保育課まで通知書を返送してください。

辞退した場合、翌月以降の審査は継続しないため、保育園等への入園を希望する場合は改めて入園申込みをする必要があります。

なお、内定を辞退した翌月以降の審査から6か月間は指数が減点となります。

●妊娠・出産での申込み

産前産後休暇中での申込みで入園となった場合

- ・復帰せずに育児休業を取得した場合には育児休業要件での再審査（在園されている園のみ希望可）
- ・育児休業を取得し、自宅保育可能な場合には退園

産前産後休暇中での申込みで保留となった場合

認定の有効期間満了後に自動的に申込みの取り下げとなります。就労復帰予定で申込みの継続を希望する場合は認定変更の手続きが必要となりますので、子ども保育課までご連絡ください。

9. 広域(管外)保育の申込みについて

(1) 八千代市に住民登録のある方が市外の保育園等の利用を希望する場合

<転出予定の場合>

転出先の自治体に直接お申込みください。

<転出予定のない場合>

あらかじめ申込みを行う自治体に次の事項を必ず確認してください。

①必要書類 ②申込条件 ③申込締切日 ④保育園等の入園状況

必要書類	・ 保育園等利用申込書一式（八千代市の様式で可） ・ 管外保育園等利用申出書 ・ ほか、申込先の自治体が指定する書類
申込窓口	八千代市役所 子ども保育課
申込締切	申込先自治体の締切日の1週間前

(2) 八千代市外に住民登録のある方が八千代市の保育園等の利用を希望する場合

<申込前の確認事項>

希望する保育園等の見学をお勧めします。

（認定こども園、一部私立保育園は見学必須です。18～21ページ参照）

また、転入予定の方は、希望する保育園等の入園状況を事前に確認してください。

<転入予定の場合>

必要書類	・ 保育園等利用申込書一式（八千代市の様式を使用） ・ 転入に関する申立書 ・ 八千代市の転入先住所・物件引渡日等が確認できる書類（住居の売買契約書又は賃貸借契約書のコピー等）又は同居予定申立書 ・ 母子健康手帳
申込条件	入園希望月の前月末までに八千代市へ住民票を異動すること 住民票の異動が確認できない場合、入園決定を取り消します。
注意事項	・ 転入後は、子ども保育課窓口で給付認定申請手続きを行ってください。 申請手続きがない場合、入園決定を取り消します。
申込窓口	八千代市役所 子ども保育課
申込締切	八千代市の締切日（表紙参照）

<転入予定のない場合>

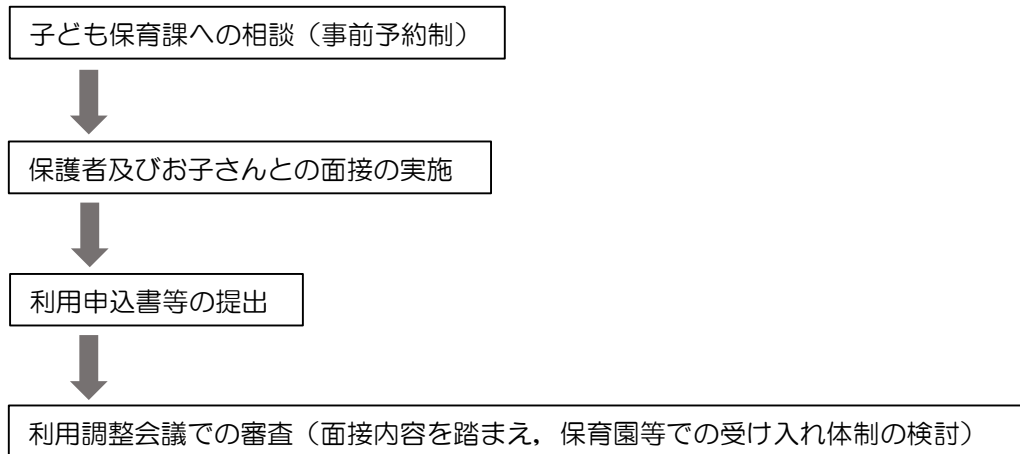
必要書類	・ 保育園等利用申込書一式（現住所地の様式で可） ・ 母子健康手帳のコピー（直近の健診・予防接種のページ）
申込条件	下記どちらかに該当すること ①八千代市内に祖父母の家があり、里帰り出産をする場合 ②八千代市内に勤務先・就学先がある場合
注意事項	・ 転入予定のない方の4月入園審査は二次審査からとなります。一次審査は行いません。 ・ 年度単位での入所決定となります。次年度以降の継続については利用調整次第となります。
申込窓口	現在住民登録がある自治体の保育園等担当部署
申込締切	八千代市の締切日（表紙参照）をご確認のうえ、現在住民登録のある自治体へご確認ください。

10. お子さんの発達に心配がある場合や医療的ケアが必要な場合について

障害や病気を抱えている、または言葉の遅れがある、落ち着きがないなどの場合の保育園入園については、事前に子ども保育課までご相談ください。お子さんの状況に合わせて、加配保育士の配置や医療的ケアを実施する看護師の派遣等が必要かを事前に確認させていただきます。

特別な配慮が必要と判断された場合には、保育園等の空き状況に関わらず、保育園側の受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくことがあります。また、内定後の入園説明会等で疾病や障害が判明した場合についても、入園が保留となる可能性がありますので、必ず事前にご相談ください。

【手続きの流れ】



11. 保育料について

3歳児から5歳児クラスの保育料は幼児教育・保育の無償化の対象となります。

給食費、教材費、行事費などは無償化の対象となりません。

0歳児から2歳児クラスの保育料は、市が定める保育料基準額表に扶養義務者の市民税額を当てはめて決定されます。

保育料については、「保育料決定通知書」により入園月の中旬頃に通知します。

児童の年齢	各年度4月1日現在の年齢です。（保育園等入園後、年度の途中で誕生日を迎えた場合や誕生日以降に入園した場合であっても、保育料は変わりません。）
扶養義務者	原則として父母が扶養義務者となります。父母の合算収入が一定以下の金額であり、入園児童と同一世帯に属し、生計を同一にしている祖父母等がいる場合は、祖父母等も含まれることがあります。
税 額	保育料は、入園児童が属する世帯の市民税額によって決定します。 ①令和8年4月～令和8年8月の保育料 → 令和7年度市民税額に基づき決定 ②令和8年9月～令和9年8月の保育料 → 令和8年度市民税額に基づき決定 ただし、上記の市民税額は、税額から更に控除される住宅借入金等特別控除、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、既存の住宅の耐震改修をした場合の特別控除等の適用前のものとなります。 ※海外勤務者については、日本での課税がない場合でも、海外の所得を含めて保育料を算定します。算定にあたって海外での収入を証明する書類が必要です。

※月の途中で入園又は退園された方は、保育料が在園日数に応じて日割りとなります。

（在園児童がお休みされた場合は、原則日割りになりません。）

※申告漏れなどによる市民税額の確認がとれない場合は、最高階層で決定を行います。

※保育標準時間と短時間認定で金額が異なります。

＜保育料の納入について＞

- ・保育園等の保育料の納入方法は、原則として口座振替となります。納期限（振替日）は、毎月末日（土曜・日曜・祝日（振替休日含む）の場合は翌営業日）です。
- ・口座振替の申込みは市HP「インターネットでの口座振替申込み（Web口座振替受付サービス）」から行うか、市内の下記金融機関に「八千代市口座振替依頼書」が備えてありますので、必要事項を記入・押印のうえ、ご指定の金融機関に提出してください。
- ・口座振替の登録手続きが完了するまでの間は、保育料納入通知書をご自宅に送付いたしますので、指定の金融機関等の窓口でお支払いください。口座振替手続完了の際には、「口座振替のお知らせ」を送付いたします。
- ・振替に指定できる金融機関については下記のとおりです。下記以外の金融機関での振替を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

指定できる金融機関

・千葉銀行 ・三菱UFJ銀行 ・千葉興業銀行 ・みずほ銀行 ・りそな銀行 ・千葉信用金庫 ・埼玉りそな銀行
・京葉銀行 ・三井住友銀行 ・ゆうちょ銀行 ・中央労働金庫 ・東京東信用金庫 ・八千代市農業協同組合

認定こども園・小規模保育事業所については市で決定した保育料を、園に直接支払っていただきます。納入方法については決定園にお問い合わせください。

保育料は必ず納期までにお支払いください。お支払いがない場合は、債権管理室へ債権の移管を行い、地方税の滞納処分の例により、財産調査の上、差押等の滞納処分を行うことがあります。

＜保育料の軽減措置について＞

- ・同一世帯に保育園等、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業所、児童発達支援施設（以下「保育園等、幼稚園など」という）に兄弟がいる場合、2人目は該当年齢の保育料の半額、3人目以降は無料に軽減します。
- ・世帯の市民税所得割額が57,700円未満の多子世帯の方（別居の兄弟姉妹がいる場合も含む）は保護者が扶養する子どもの中で、上から2人目の保育料を半額、3人目以降の保育料を無料に軽減します。
- ・77,101円未満の要保護世帯※は第1子は半額以下（16ページ下部参照）、第2子は無料に軽減します

※要保護世帯とはひとり親世帯、同一世帯内に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、または特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金の支給を受けている方がいる場合をいいます。

住民税額	多子世帯	要保護世帯(※)
世帯市民税額非課税 (所得割額、均等割額ともに非課税に限る)	無料	
世帯市民税均等割額のみ課税～ 所得割額57,699円	同一世帯内に父母が扶養する 兄弟がいる場合第2子半額、 第3子以降無料	第1子半額以下 (16ページ下部参照) 第2子無料
所得割額57,700円～ 77,100円	小学校就学前の保育園等、幼 稚園などに通う兄弟がいる場 合、第2子半額、第3子以降無 料	小学校就学前の保育園等、幼 稚園などに通う兄弟がいる場 合 第2子半額、第3子以降無料
所得割額77,101円以上		

＜保育料の減免について＞

居住する家屋が災害等により損害を受けた場合、失業、疾病等により収入が著しく減少した場合や在園児童が傷病により30日以上登園が不可能な場合に保育料が減免となることがあります。減免が適用されるのは申請があった日の属する月からとなります。詳しくは子ども保育課へご相談ください。

令和8年度 2・3号認定(保育認定)の保育料基準額表

(単位：円)

国 階層	市 階 層		階層区分 ※当該年度の市民税 所得割額	推定年収	0～2歳児クラスの子ども		3歳児クラス以上の子ども	
					保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)
1	A		生活保護受給世帯		0	0	3歳児クラス以上の子ども は保育料無償化となります。 ※給食費、教材費、行事費 などは無償化の対象となり ません。	
2	B	1	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)		0	0		
	B	2	市民税非課税世帯 (一般・市民税所得割非課税世帯除 く)		0	0		
			市民税所得割非課税世帯 (一般)	～260万円	3,500	3,400		
3	C	1	～48,600円未満	～330万円	11,300	11,100		
4	C	2	48,600円～63,600円未満		14,700	14,400		
	C	3	63,600円～78,600円未満		19,500	19,100		
	C	4	78,600円～97,000円未満	～470万円	26,700	26,200		
5	C	5	97,000円～108,600円未満		31,700	31,100		
	C	6	108,600円～131,000円未満		38,800	38,100		
	C	7	131,000円～153,600円未満		42,300	41,500		
	C	8	153,600円～169,000円未満	～640万円	44,500	43,700		
6	C	9	169,000円～202,000円未満		51,600	50,700		
	C	10	202,000円～235,000円未満		52,600	51,700		
	C	11	235,000円～268,000円未満		53,600	52,600		
	C	12	268,000円～301,000円未満	～930万円	54,600	53,600		
7	C	13	301,000円～334,000円未満		56,600	55,600		
	C	14	334,000円～367,000円未満		58,400	57,400		
	C	15	367,000円～397,000円未満	～1,130万円	62,400	61,300		
8	C	16	397,000円～457,000円未満		63,500	62,400		
	C	17	457,000円～517,000円未満		64,400	63,300		
	C	18	517,000円～577,000円未満		65,200	64,000		
	C	19	577,000円～637,000円未満		66,100	64,900		
	C	20	637,000円～697,000円未満		67,000	65,800		
	C	21	697,000円～		67,900	66,700		

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式譲渡所得割控除の適用はありません。
※保育料は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。
※課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層（G21）にて保育料を暫定的に決定します。
※推定年収は、夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安として、国が示した額となります。

当該年度の市民税 所得割額	0～2歳児クラスの子ども	
	保育料(標準時間)	保育料(短時間)
～48,600円未満	3,500	3,400
48,600円～63,600円未満	4,400	4,300
63,600円～77,101円未満	5,800	5,700

※市民税所得割額が77,101円未満で要保護世帯に該当する場合は左表のとおりとなります。（第2子以降は無料）

<時間外保育料について>

標準時間認定の利用時間は午前7時～午後6時、短時間認定の利用時間は午前8時30分～午後4時30分となります（まこと幼稚園は午前7時30分～午後6時30分が標準時間、午前8時から午後4時が短時間となります。）。それぞれの区分の時間帯を超えて利用する保育は、時間外保育となり、時間外保育料を負担していただきます。時間外保育料は1日ごとの利用料金と1月ごとの利用料金があります。公立保育園については下記のとおりです。私立保育園等については各園でそれぞれの区分の時間帯で利用料金が異なる場合がございますので、保育園等へお問い合わせください。

例）【公立保育園の時間外保育料】※保育短時間認定の場合は1月ごとの利用はできません。

区 分		単 位	金 額
平日	1日ごとの利用	30分ごと	200円
	1月ごとの利用	午後6時から午後7時まで	3,000円
		午後6時から午後8時まで	6,000円
		ただし、土曜日は、午後6時から午後7時まで	

【保育標準時間認定の方のイメージ図】

	7:00	18:00	19:00	20:00
平日	保育標準時間 (7:00～18:00)		200円/30分	
			3,000円/月	
			6,000円/月	

【保育短時間認定の方のイメージ図】

	7:00	8:30	16:30	20:00
平日	200円/30分	保育短時間 (8:30～16:30)	200円/30分	

※平日の午後7時から午後8時の時間外保育を行っている公立保育園は、ゆりのき台保育園のみです。

※時間外保育料につきましては、利用した金額を集計し、翌月中旬に決定通知書を送付いたします。

なお、時間外保育料の納期については、時間外保育利用月の翌月末となります。

<給食費について>

幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定（3歳以上児クラス）の保育料が無償化の対象となりますが、給食費については無償化の対象外となります。公立保育園については下記のとおりです。

私立保育園等については各園で給食費が異なる場合がございますので、保育園等へお問い合わせください。

【公立保育園の給食費】

区分	金額
年収360万円未満相当世帯や保育園等を利用している児童が第3子以降の世帯 ※	免除
年収360万円以上相当世帯	6,500円/月

※第3子の考え方については、同一世帯に保育園等、幼稚園などを利用している児童がいる場合の3人目に該当する場合に限ります。

※給食費の納期につきましては、給食提供月の翌月末となります。

<私立園の時間外保育料と給食費の納入について>

時間外保育料と給食費については、各保育園等に支払っていただきますので、納入方法については保育園等へお問い合わせください。

12.八千代市内保育園等一覧

種別 ●…公立保育園 ○…私立保育園 ★…認定こども園(2・3号認定) ▼…小規模保育事業所

地域	番号	種別	施設名	定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号	事前見学
					受入年齢				駐車場有無
八千代中央・大和田	1	●	ゆりのき台保育園	170	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 20:00	ゆりのき台3-7-1	486-6711	任意 ○
	2	★	ChaCha Children Yachiyo	120	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	八千代台北16-9-1	405-3060	必須 ○
	3	○	みつわなかよし保育園	120	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田469-359	458-7007	任意 ○
	4	○	大和田西保育園	120	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	八千代台北17-7-10	482-0121	任意 ○
	5	○	ソレイユナーサリー ゆりのき台	37	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台3-11-1	407-3730	任意 ○
	6	○	ベビーエンゼル 八千代中央保育園	20	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台2-1-1 ステージャ八千代中央2階	407-0054	任意 ○
	7	○	かがやきの森保育園八千代	90	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 20:00 7:00～18:00※土のみ	萱田2240-1	481-3331	必須 ○
	8	○	AIAI NURSERY 八千代中央	60	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	ゆりのき台1-8-3	406-5189	任意 ○
	9	○	AIAI NURSERY 大和田	60	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	大和田1024-1	489-5975	任意 ×
	10	▼	大和田駅前ちぐさ保育園	19	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	大和田474-8	411-8887	任意 ○
	11	▼	ブチリックゆりのき台園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台3-5-2 ユウセイモール3F	050-1753-5411	任意 ×
	12	▼	ブチリック八千代中央駅前園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台3-1-5 エスタフレンテ2F	050-1753-5412	任意 ×
	13	▼	RuRi八千代中央保育園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台1-6-1	409-0089	任意 ○
高津・緑が丘	14	●	高津南保育園	98	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	高津390-277	450-0927	任意 ○
	15	○	新木戸保育園	150	0～5歳児 6ヶ月以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田1060-1	450-4359	必須 ○
	16	○	明優保育園	90	0～5歳児 6ヶ月以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田59-107	450-0914	任意 ○
	17	○	緑が丘はぐみの杜保育園	160	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西3-17	458-7005	任意 ○
	18	○	虹のこころ保育園	160	0～5歳児 6ヶ月以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西4-10-4	409-1710	任意 ○

地域	番号	種別	施設名	定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号	事前見学
					受入年齢				駐車場 有無
高津・緑が丘	19	○	ソレイユナーサリー高津東	66	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	高津東2-8-21	455-8387	必須 ○
	20	○	AIAI NURSERY 八千代緑が丘	60	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	大和田新田982-1	411-8703	任意 ○
	21	○	エーワン緑が丘保育園	84	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西1-1-5	409-3875	任意 ×
	22	○	緑が丘こひつじ保育園	110	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西1-10-5	409-3939	任意 ○
	23	○	緑が丘ひよこ保育園	60	0～5歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西1-8-76	455-8066	任意 ○
	24	○	ヘアキッズ八千代園	70	0～5歳児 3ヶ月以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西7-18-9	406-4279	任意 ○
	25	★	若葉高津保育園	100	0～5歳児 11ヶ月以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田76-18	450-5077	必須 ○
	26	★	高津幼稚園	90	3～5歳児 3歳児以上	7:00 ～ 19:00	高津1516	485-1809	必須 ○
	27	★	若葉ナースリ・スクール	10	3～5歳児 3歳児以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田76-38	459-0377	必須 ○
	28	★	さくら第二幼稚園	40	3～5歳児 3歳児以上	7:30 ～ 18:30	高津808	450-5075	必須 ○
	29	▼	チャイルドタイム緑が丘 エンゼルホーム	19	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘3-1-6 リーセントヒルズB棟1階	458-7703	任意 ×
	30	▼	チャイルドタイム八千代 エンゼルホーム	19	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00	大和田新田747-1 グリーンハイツ八千代1階	480-3113	任意 ○
	31	▼	みどりが丘保育園	19	0～2歳児 57日以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	緑が丘1-1-1 公園都市プラザ	450-7035	任意 ×
	32	▼	クレヨンキッズ 八千代緑が丘園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00 7:00～18:00※土のみ	大和田新田15 高津団地1街区15棟104号	411-4605	任意 ○
	33	▼	RuRi緑が丘保育園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西4-10-1 PORT.85.BLOCK201	481-8586	任意 ○
	34	▼	プチリック緑が丘西園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西1-7-8 ソリス緑が丘1F	050-1753- 5410	任意 ○
	35	▼	プチリック八千代緑が丘園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西1-5	050-1753- 5409	任意 ×
	36	▼	RuRi緑が丘第二保育園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘西4-10-1 PORT.85.BLOCK203	455-3588	任意 ○
	37	▼	緑が丘みらい保育園	19	1～2歳児 1歳児以上	7:00 ～ 19:00	緑が丘1-2-1	413-6981	任意 ×

地域	番号	種別	施設名	定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号	事前見学
					受入年齢				駐車場 有無
勝田台	38	○	勝田保育園	90	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台南2-1-10	482-5045	任意
					57日以上				○
	39	○	ベビーエンゼル保育園	28	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台南1-2-15	407-0711	任意
					57日以上				○
	40	★	エンゼルガーデン幼稚園	30	3～5歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台南1-4-3	482-4613	必須
					3歳児以上				○
	41	▼	ことり保育園 勝田台園	19	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台1-17-4	456-8346	任意
					57日以上				×
	42	▼	RuRi勝田台保育園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台1-31-3 J.R.hill 1F	429-8122	任意
					1歳児以上				○
	43	▼	サンライズキッズ保育園 勝田台園	19	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	勝田台北1-9-1 みかど第2ビル 202号室	050-5807- 2467	任意
					57日以上				×
村上	44	●	村上北保育園	120	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	村上団地2-19	482-0921	任意
					57日以上				○
	45	○	第二勝田保育園	120	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	村上1946-90	483-0902	任意
					57日以上				○
	46	○	村上南保育園	100	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	村上団地1-40	484-1588	任意
					57日以上				×
	47	○	まこと村上保育園	40	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	村上南1-5-22 シンセリディ村上Ⅲ2階	487-1675	任意
					57日以上				○
	48	○	オンジュソリール保育園 八千代むらかみ園	60	0～5歳児	7:00 ～ 20:00	村上南5-3-4	409-3003	任意
					57日以上				○
	49	▼	村上駅前保育園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	村上南5-1-1 仲村ビル1階・2階	405-9899	任意
					1歳児以上				○
	50	▼	RuRi村上保育園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	村上4197-2	409-3622	任意
					1歳児以上				○
	51	▼	プチリック村上園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	村上南1-2-1	050-1707- 8337	任意
					1歳児以上				×
八千代台	52	●	八千代台保育園	100	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台東1-19-6	483-0903	任意
					57日以上				○
	53	●	八千代台西保育園	70	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台西7-23-2	484-6465	任意
					57日以上				○
	54	●	八千代台南保育園(※)	66	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台南1-24-1	482-0922	任意
					1歳児以上				○
	55	○	ソレイユナーサリー 八千代台	90	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台西9-6-12	406-5806	必須
					57日以上				○

※ 八千代台南保育園の連携施設は、三愛幼稚園・まこと幼稚園の幼稚園クラス（1号認定）になります。

地域	番号	種別	施設名	定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号	事前見学
					受入年齢				駐車場有無
八千代台	56	★	八千代わかば幼稚園	30	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台北7-9-4	482-4706	必須
					11ヶ月以上				○
	57	★	まこと幼稚園	90	3～5歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台東2-5-2	482-8512	必須
					3歳児以上				○
	58	▼	スクルドエンジェル保育園 八千代台園	19	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台北1-1 1-4 GlanzPalace1階	400-9845	任意
					57日以上				×
阿蘇	59	●	米本南保育園	90	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	米本2246	488-1627	任意
					57日以上				○
	60	★	マリヤこども園	100	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	米本団地4-39	488-2471	必須
					57日以上				○
	61	★	米本幼稚園	20	3～5歳児	7:30 ～ 19:00 7:30～18:30※土のみ	米本1394-1	488-2945	必須
					3歳児以上				○
睦	62	●	睦北保育園	60	0～5歳児	7:00 ～ 19:00	島田1004	488-1149	任意
					57日以上				○

令和8年度新設予定の保育園等

番号	種別	施設名	定員	対象年齢	開所時間	所在地	問い合わせ先
63	▼	(仮称) ブチリックゆりのき台園 第二	19	0～2歳児	7:00 ～ 19:00	ゆりのき台4-6-2 1階	050-1751-6777
							admin@p-lic.jp
64	▼	(仮称) RuRi八千代緑が丘 第三保育園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	緑が丘西4-6-3 2階	080-1278-1000
							rise- akashi@muse.ocn.ne.jp
65	▼	(仮称) ハートフルキッズ八千代台 保育園	19	1～2歳児	7:00 ～ 19:00	八千代台北4-1-3	03-5408-6333
							koga@png-pnf.co.jp

※ 令和8年4月1日の開設を予定しておりますが、開園予定日程については工事の進捗状況、その他の事情により変更となる場合があります。